

平成 30 年度 沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託 プロポーザル募集要項

本募集要項は、「平成 30 年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者をプロポーザル（企画提案）方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

1 本業務委託の目的・概要

市民ニーズが多様化・高度化していく中、公園緑地の管理についても、より効果的で効率的な運営が求められている。公園緑地の更なる利活用を推進することは、生活環境の向上や都市の魅力増進に繋がるなど、様々な効果が期待されるが、限られた財源の中では、十分に対応できないのが現状である。

今後、従来どおりの行政主体による維持・運営管理の継続では、多様な市民ニーズに応えることは難しく、公園緑地が有する機能や魅力を十分に発揮できないことが懸念される。このため、本市では、公園利用者の更なる満足度を高めるとともに、民間事業者等と連携しながら都市公園の維持管理及び運営の新たな方法を確立していくため、その指針となる「沼津市パークマネジメントプラン」を平成 29 年度に策定した。沼津市パークマネジメントプランでは、展開方針の一つに「公園緑地の魅力を引き出す民間の取り組み支援」を掲げており、地域や公園緑地のサービス向上に貢献する収益事業の支援等を進めていくものとしている。

本業務委託で策定する「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」は、沼津市パークマネジメントプランの展開方針に基づき、民間活力の導入可能性や民間活用のアイデアなどを調査し、課題整理や事業手法の検討を行うことで、事業化への促進を図ることを目的に策定するものである。なお、事業化に向け、より実践的なプランとするため、民間活力の導入が想定される公園を 2 か所選定し、選定については、現況調査や課題整理を進める中で、沼津市と受託者が協議して決定するものとする。

また、策定に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるため、プロポーザル方式で事業者を決定し、業務委託により行うものとする。

2 募集概要

(1) 募集内容

「平成 30 年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託」の受託候補者を選定するため、受託候補者の募集を行う。

(2) 委託業務期間

契約日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

(3) 委託業務の内容

別紙 1「平成 30 年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託公

募仕様書」のとおり。

(4) 委託料上限額

8,100,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- ⑥ 予定管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者でなければいけない。
 - ア 技術士（総合技術管理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ウ 博士（工学）

(2) 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書を作成すること。

- ① 見積書を除き、A 4 判片面 10 ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）で作成すること。A 3 判による折込みも可能とするが、その場合は 2 ページとカウントする。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は 10 ポイント以上とする。
- ② 使用する言語は日本語とし、通貨は円とすること。
- ③ 手順をフローで示すなど、見やすく、わかりやすい表現に努めること。
- ④ 業務委託の目的・趣旨を達成するため、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。

(3) 提案内容

提案内容は、次のとおりとすること。

- ① 別紙 1「平成 30 年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託公募仕様書」の「2 業務内容」について、効率的かつ効果的に進めるため、取り組み方法を具体的に示すこと。
- ② 実効性の高い計画とするため、策定後の展開について提案すること。

4 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

| 内 容 | 実施期間 |
|-------------|---|
| 募集要項等の公表 | 平成 30 年 7 月 10 日(火) |
| 質問受付期間 | 平成 30 年 7 月 11 日(水)から 平成 30 年 7 月 18 日(水)午後 3 時まで |
| 質問回答 | 平成 30 年 7 月 20 日(金)まで |
| 参加申込書等の提出期間 | 平成 30 年 7 月 11 日(水)から 平成 30 年 7 月 25 日(水)午後 5 時まで (必着) |
| 受託候補者選定委員会 | 平成 30 年 8 月 1 日(水)【予定】 |
| 審査結果の公表 | 平成 30 年 8 月 6 日(月)【予定】 |

(2) 実施要項等に関する質問の受付及び回答

① 質問期間

平成 30 年 7 月 11 日(水) から平成 30 年 7 月 18 日(水)午後 3 時まで

② 質問方法

質問書(様式 1)に質問内容等を記載し、電子メール又はファクスにより沼津市役所都市計画部緑地公園課へ提出することとし、提出後、必ず電話による受信確認を行うものとする。なお、プロポーザル実施手順等の質問については、随時電話で受け付けるものとする。

③ 回答方法

平成 30 年 7 月 20 日(金)中に沼津市ホームページに掲載する。なお、質問者名については、公表しない。

(3) 参加申込書等の提出期間

① 提出期間

平成 30 年 7 月 11 日(水) から平成 30 年 7 月 25 日(水) 午後 5 時まで

② 提出書類(各様式は、沼津市ホームページに添付ファイルを掲載)

次のとおり、書類を提出する。なお、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、カ〜クは不要である。

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 2

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式自由

ウ 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 3

エ 同種業務実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 4

オ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式自由

カ 暴力団又は暴力団等でないこと等に関する表明・確約書・・・・・・・・ 様式 5

キ 財務諸表(直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)
様式自由

ク 納税証明書(申込日から 3 か月以内に発行されたもので、課税のあるもののみ提出。)

- (ア) 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- (イ) 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
- (ウ) 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
- ケ 工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **様式 6**
- コ 実施体制調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **様式 7**
 （3 プロポーザルに係る要件(1)⑥の資格を保有していることを証明する書類を添付）
- サ 予定管理技術者業務実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **様式 8**
- シ 予定担当技術者業務実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **様式 9**

【様式 4・8・9 について】

同種業務実績として記載した業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合は、確認書類の提出の必要はない。

TECRISに登録のない場合は、同種業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び予定技術者が従事したことが確認できる書類（例えば業務計画書の表紙及び予定技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

③ 提出部数

- ア 企画提案書（様式自由）、同種業務実績表（様式 4）、工程表（様式 6）、実施体制調書（様式 7）、予定管理技術者業務実績調書（様式 8）、予定担当技術者業務実績調書（様式 9）・・・ 4 部（正本 1 部、副本 3 部）

※業者名は、正本のみ記載し、副本には記載しないこと。

- イ ア以外の提出書類 1 部

④ 提出方法

沼津市役所都市計画部緑地公園課に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

⑤ その他

沼津市が追加資料を必要とする場合、企画提案参加者は書類を作成し、速やかに提出すること。

(4) プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項 3 (1) プロポーザル参加の要件の各号のいずれかを満たさない場合
- オ その他沼津市があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て企画提案参加者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出は認めない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後における提出書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

参加申込書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て企画提案参加者の負担とする。

⑦ その他

ア 企画提案参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

イ 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を沼津市役所都市計画部緑地公園課に持参又は郵送し、申し出ること。

(5) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。

② 事業費の積算は、別紙1「平成30年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託公募仕様書」の「2業務内容」に基づき、経費を算定すること。

③ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(6) その他

沼津市の都合による業務内容の変更が生じた場合は、指示（協議）書をもって変更契約を行うものとする。

(7) 関係書類の送付先・受付場所

沼津市役所都市計画部緑地公園課

所在地 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

TEL 055-934-4795

FAX 055-934-2310

E-mail ryokuti@city.numazu.lg.jp

5 審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、沼津市が別に定める要領により設置された「平成30年度沼津市民間活力を生

かした公園アクションプラン策定業務委託受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

なお、受託候補者の選定に当たっては、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、別紙2「平成30年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託 受託候補者選定委員会 審査基準」に従い、審査を行うものとする。

(2) 審査基準

別紙2「平成30年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託 受託候補者選定委員会 審査基準」のとおり。

(3) 受託候補者の選定

選定委員会委員は、別紙2「平成30年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン策定業務委託 受託候補者選定委員会 審査基準」に基づき、提出書類を審査し、評価項目に沿って採点する。各企画提案参加者の得点は、全ての選定委員会委員の採点数を合計したものとし、最も高く得点した者から順位付けを行い、選定する。ただし、選定委員会各委員の平均点数が30点を超えるものがなかった場合は、受託候補者を選定しない。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、企画提案参加者に郵送で通知し、沼津市ホームページで公表する。なお、企画提案参加者は、自身の評価について、契約締結後にその理由の説明を求めることができる。

6 契約の締結

沼津市は、選定した受託候補者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結し、契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、仕様書の内容は、採用された案を基本とするが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者は、委託業務を行うに当たり、個人情報について、沼津市個人情報保護条例（平成12年沼津市条例第38号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置について

沼津市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、沼津市契約規則（昭和 52 年沼津市規則第 21 号）及び次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、沼津市は契約を取消することができるものとする。この場合、沼津市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、沼津市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。その際、一定期間内に協議が整わない場合、沼津市は受託者に対し、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

また、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより、受託者が次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を速やかに提供すること。

9 不当介入における通報及び報告

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報するとともに、沼津市に速やかに報告すること。